

## 「医療法改正に伴って」 当院における医療法改正に伴う取り組み

公益財団法人 星総合病院 医療技術部 放射線科 佐久間 守雄(Sakuma Morio)

### 【はじめに】

この後抄録は、TCRT2021ソリューションカンファレンス「システムコントロール」による発表内容に基づく。

### 【目的】

平成31年3月11日に厚生労働省より医療法施行規則の一部を改正する省令が交付され、令和2年4月1日に施行された。発表者の勤務する星総合病院(以下当院)の医療法改正に伴う対応状況を報告する。

### 【当院の概要】

当院の概要を示す。公益財団法人星総合病院は、福島県郡山市にある病床数430床の、32科を標榜する総合病院である。二次救急告示病院であり、平成19年に地域医療支援病院、平成31年に医療被ばく低減施設の認定(第89号)を受けている。職員数は853名(令和3年3月31日現在)、診療放射線技師数は32名在籍している。導入機器は、一般撮影装置3台、乳房撮影装置2台、骨密度測定装置1台、移動型X線撮影装置3台、外科用イメージ3台、X線TV装置2台、X線CT装置3台、MRI装置1台、核医学装置1台、血管撮影装置(Hybrid-OR含む)1台、歯科撮影装置1台、ESWL装置1台がある。系列には、555床の星ヶ丘病院、86床の町立三春病院、32床のたむら市民病院、ほし横塚クリニックがある。

### 【当院における医療放射線に関する安全管理のための取り組み】

医薬発0312第7号より、医療放射線に係る安全管理は以下の4項目が求められる。

- 1.医療放射線安全管理責任者の配置
- 2.安全管理のための指針の策定
- 3.安全管理のための研修の実施
- 4-1.被ばく線量の管理・記録
- 4-2.安全管理のために必要となる方策の実施

各項目への対応状況を提示する。

#### 1.医療放射線安全管理責任者の配置

当院は、医師又は歯科医師が正当化を担保し、当該医師が適切な指示を行う体制を担保したうえで、医療放射線安全管理責任者に診療放射線技師を配置した。また、放射線安全管理委員会の新設に関しては、既に多くの委員会が存在しているため、安全推進委員会に同機能を付設することとした。

#### 2.安全管理のための指針の策定

(公社)日本診療放射線技師会が開催した「医療放射線安全管理講習会」を受講し、同会が提示している「診療用放射線の安全利用のための指針モデル」を参考に、当院の指針を策定した。

##### ①安全利用の基本的考え方

適切な内容でありそのまま活用した。

##### ②研修に関する基本的方針

当院は全職員を対象とし、同一の研修内容とした。また、所属学会が開催する、医療放射線の安全管理に関する講習会を受講した際は、省略可能とした。

##### ③改善のための基本方針

当院では、全身用X線CT診断装置、据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置、X線CT組合せ型SPECT装置、診療用放射性同位元素を設定し、他の放射線診療機器の線量記録管理については、順次検討とした。

#### ④過剰被ばく発生時の対応方針

適切な内容でありそのまま活用した。

#### ⑤医療従事者と患者間の情報共有方針

医局会での説明が済み、電子カルテ更新後から開始を予定していたが、未だ実現に至っていない。早期に開始すべく、取り組んでいる。

#### ⑥血管造影検査等における皮膚障害者への対応

適切な内容でありそのまま活用した。

### 3.安全管理のための研修の実施

当院は約20年前より、全職員を対象とした放射線防護研修会を毎年1回集会形式で開催してきた。最も参加が得られた平成30年度でも、331名にとどまった。令和2年度はコロナの影響により、エルゼビアジャパン社の医療安全eラーニングツールであるSafety Plusを用いたWeb研修に変更となった。講習内容は、医療法施行規則改正の背景、医療被ばくの基本的な考え方、放射線診療の正当化と最適化、過剰被ばくその他の事例発生時の対応、医療従事者と患者様間の情報共有、改正電離放射線障害規則施行の6項目について行い、スライド枚数は48枚となった。また、確認テストも実施することとした。講習期限は1週間とし、未受講者には複数回の催促を行い最終的に90.2%の受講率を得た。未受講者の比率で最も高いのは診療部であり約4割を占めた。今年度は未受講者に対し、直接依頼を行うことで、受講率100%を目指していきたい。

#### 4-1.被ばく線量の管理・記録

当院は、線量管理レポートを画像情報と共にDICOMへ送信しており、併せてRDSRにてSPECT-CTと歯科撮影以外の線量情報を、FINDEX社の線量管理ソフトへ送信している。また、診断参考レベル(DRLs2020)との比較も行っており、調査結果は放射線科の掲示板に載せ、患者様がいつでも閲覧できる環境を構築している。

#### 4-2.安全管理のために必要となる方策の実施

当院の医療被ばくに係る様々な取り組みと読み替え、下記の5項目を提示する。

##### ・消化器スタッフへの介入

令和2年度は、消化器内科の内視鏡的IVRに従事するスタッフは、胸部(腹部)と頭頸部の計2ヶ所に個人線量計を装着していたため、水晶体等価線量が上昇する状況であった。

令和3年4月より、改正電離放射線障害防止規則が施行されることを受け、医療安全衛生委員会を経て医療安全推進委員会で協議し、スタッフに周知すると共に、放射線防護衣の更新、放射線防護用術者向け眼鏡の追加購入の実施、スタッフ全員に水晶体線量計の装着を行った。その結果、昨年度と比較し適正な値を得ることができるようになった。

##### ・被ばく説明・対応手順の整備と周知

放射線被ばく相談・説明対応マニュアルの整備と、周知の徹底。また、定期的な内容検討を行っている。

##### ・説明ポケットマニュアルによる対応

迅速な対応による不安の解消を図るため、診療放射線技師のポケットに説明マニュアルを所持させている。

##### ・臓器別被ばく線量一覧の整備

各種検査毎に整備し、迅速な提示を可能としている。

##### ・3施設医療放射線安全管理責任者会議の開催

3施設(星総合・町立三春・たむら市民)の医療放射線安全管理責任者による会議を定期開催し、施設間格差を無くした医療放射線の安全管理体制を構築している。

### 【まとめ】

当院の、医療法改正に伴う対応状況を報告した。

取り組みが不十分な点に対しては改善を試み、良好な医療放射線の安全管理体制へと繋げていきたい。